

[投稿論文] 外部審査 (2010年11月)

自治体病院経営における労務管理の現状

——時間外・休日労働に関する協定届の有無をめぐって

江原 朗 [えはらあきら]

北海道大学大学院医学研究科予防医学講座公衆衛生学分野客員研究員

はじめに

自治体病院の赤字経営が社会問題化している。医療は労働集約型の業務が多く、収益に対する人件費の占める割合も高い。このため、黒字を計上するためには、人件費の圧縮もせざるをえない状況にある。

一方で、長時間勤務により病院医師が疲弊し、多くの勤務医が退職している。さらに、滋賀県立成人病センターでは、管理職である医師に時間外・休日および深夜の割増賃金が払われていないことが明らかになり、「名ばかり管理職問題」として報じられるにいたった。

基盤となる労務管理が法律を遵守していなければ、自治体病院の黒字・赤字の議論そのものが意味を持たない。なぜなら、支給すべき賃金を払わずに黒字を計上しても、財務状況を適切に示したことになるからである。

たしかに、時間外等の割増賃金の不払いがあるかどうかを全国的に調査することは困難である。しかし、週40時間の法定労働時間を超えた時間外・休日労働を行わせる場合には、各事業所は労使協定(36協定)を結び、労働基準監督署へ届け出る必要がある。この協定届は、各都道府県労働局への開示請求により入手できる。

そこで、本研究では、医業収支黒字を計上した自治体病院に関して、24時間365日の診療応需を求められる救急告示の有無と36協定届の有無を調査し、自治体病院の労務管理の現況を明らかにすることにした。

1 自治体病院における経営と労務管理に関するこれまでの知見

『地方公営企業年鑑』(総務省2008)では、72.4%の病院事業の経常収支が赤字であると報じられている。しかし、経常収支には、補助金、負担金などの医業外収支が存在する(表1)。したがって、これらの医業外収益が多ければ、いかに医業収支が赤字であっても経常収支は黒字となってしまう。しかし、診療行為に関する収支を議論するのであれば、医業収支を検討すべきである。

一方、新聞紙上で報道された国立大学病院・公立病院における労働基準法違反の内容を解析すると、労働基準法第32条違反(時間外・休日労働に関する労使協定届を労働基準監督署に提出せずに法定労働時間の週40時間を超えた労働をさせたこと)および第37条違反(時間外・休日・深夜労働に対して割増賃金を支払っていないこと)が大半を占めていた(表2、江原2009a)。

さらに、長谷川(2006)は、第12回医師の需給に関する検討会(厚生労働省)において、常勤である病院医師の勤務時間(院内)を週平均63.3時間と報告している。

時間外・休日労働に関する労使協定届(36協定届)の提出をしていない病院では、週40時間の法定労働時間を超えた勤務は違法ということになる。したがって、24時間365日の診療応需を求められる救急告示病院においては、36協定届が提出されていない場合、労働基準法に抵触する可能性が高い。

表1 自治体病院における損益計算書の総収益と総費用

| | |
|---|--|
| <p>1. 総収益</p> <p>(1) 経常収益</p> <p>(ア) 医業収益</p> <p>ア 入院収益</p> <p>イ 外来収益</p> <p>ウ その他医業収益</p> <p>他会計負担金</p> <p>室料差額収益</p> <p>公衆衛生活動収益</p> <p>医療相談収益</p> <p>その他</p> <p>(イ) 医業外収益</p> <p>ア 受取利息及び配当金</p> <p>イ 看護学院収益</p> <p>ウ 国庫補助金</p> <p>エ 都道府県補助金</p> <p>オ 他会計補助金</p> <p>カ 他会計負担金</p> <p>キ 患者外給食収益</p> <p>ク その他医業外収益</p> <p>(2) 特別利益</p> <p>うち</p> <p>他会計繰入金</p> <p>固定資産売却益</p> | <p>2. 総費用</p> <p>(1) 経常費用</p> <p>(ア) 医業費用</p> <p>ア 職員給与費</p> <p>イ 材料費</p> <p>薬品費</p> <p>給食材料費</p> <p>ウ 経費</p> <p>修繕費</p> <p>光熱水費</p> <p>委託料</p> <p>交際費</p> <p>厚生福利費</p> <p>燃料費</p> <p>その他</p> <p>エ 減価償却費</p> <p>オ 資産減耗費</p> <p>カ 研究研修費</p> <p>旅費</p> <p>図書費</p> <p>その他</p> <p>(イ) 医業外費用</p> <p>ア 支払利息</p> <p>企業債利息</p> <p>一時借入金利息</p> <p>イ 企業債取扱諸費</p> <p>ウ 看護学院費</p> <p>エ 繰延勘定償却</p> <p>オ 患者外給食材料費</p> <p>カ 雑損失</p> <p>(2) 特別損失</p> |
|---|--|

医業収支比率：100×(医業収益/医業支出)

経常収支比率：100×(医業収益+医業外収益)/(医業支出+医業外支出)

2 自治体病院における医業収支と職員給与費の解析

(1) 資料および解析方法

各自治体病院の医業収益および医業支出に関する資料は、『地方公営企業年鑑』（総務省2008）における各市町村の個票を用いた。なお、対象は診療報酬上、高度・専門医療に特化するための配慮がなされている200床以上の病院とした。これらの施設では、初診時に特別料金（選定療養）の徴収が認められており、地域の基幹病院としての役割を担っている。なお、独立行政法人化した病院は資料がないため除外した。

2008年現在、200床以上の自治体病院（一般病院）は400施設（都道府県立143施設、市町村立257施設）存在した。しかし、15施設において、医業収益に対する職員給与費の割合が13.77%以下であり、平均値の59.2%を大きく下回っていた。また、これらの施設のうち、14施設では経費（修繕費、光熱水費、委託料、交際費、厚生福利費、燃料費、その他）の割合が医業収益の90%を超え、1施設では外

表2 是正勧告書で指摘された労働基準法違反

(17施設19件。開設者は、学：国立大学法人、県：都道府県、市：市町村を表す)

| 条項 | | | | 15条 | 24条 | 32条 | 34条 | 35条 | 37条 | 89条 | 108条 | 109条 |
|------|-------|-----|------------|---------|--------|------|-----|-----|-----------------|----------------|------|-------|
| 病院名 | 地方 | 開設者 | 交付 | 労働条件の明示 | 賃金の支払い | 労働時間 | 休憩 | 休日 | 時間外、休日及び深夜の割増賃金 | 就業規則の作成及び届出の義務 | 賃金台帳 | 記録の保存 |
| A | 関東 | 県 | 2000/3/10 | | | × | | | × | | | |
| B | 近畿 | 市 | 2003/7/30 | | | × | | | × | | | |
| C | 九州・沖縄 | 学 | 2004/7/30 | | | × | | | | | | |
| D | 中部 | 学 | 2004/9/14 | | | × | | | × | | | |
| E | 九州・沖縄 | 学 | 2005/4/20 | | | | | | × | | × | |
| F | 九州・沖縄 | 学 | 2005/11/30 | | | | | | × | | | |
| G | 中部 | 県 | 2005/12/2 | | | × | × | | × | | | |
| H | 中国 | 市 | 2006/1/20 | × | | × | | | × | × | | |
| C | 九州・沖縄 | 学 | 2006/3/6 | | | × | | | × | | | |
| I | 中部 | 学 | 2007/4/24 | | | | | | × | | | |
| I | 中部 | 学 | 2007/4/25 | | | × | | | | | | |
| J | 中部 | 県 | 2007/5/22 | | | | | | × | | | |
| K | 九州・沖縄 | 県 | 2007/5/28 | | | × | | | × | | × | |
| L | 東北 | 市 | 2007/5/29 | | × | × | × | | × | | × | |
| M | 関東 | 学 | 2007/12/12 | | | | | | × | | | × |
| N | 中国 | 県 | 2008/2/12 | × | | × | × | × | × | | | |
| O | 中国 | 学 | 2008/2/14 | | | × | × | | × | | | |
| P | 近畿 | 県 | 2008/4/18 | | | × | | | × | | | |
| Q | 中部 | 県 | 2008/4/25 | × | | × | | | × | | | |
| 違反件数 | | | | 3 | 1 | 14 | 4 | 1 | 17 | 1 | 3 | 1 |

出典 江原朗「国立大学病院・公立病院は労働基準監督署からどのような是正勧告を受けたのか」『日本小児科学会雑誌』113(8)、2009a、1268-1270

来および入院の医業収益が0円であり、はずれ値を形成していた。このため、これら15施設の資料は除外し、残りの385施設を解析対象とした。

385病院を医業収支に応じて黒字病院・赤字病院に分け、各支出の医業収益に対する割合を比較した。統計学的な比較には、Mann-WhitneyのU検定または χ^2 二乗検定を用い、危険率を5%とした。

医業収支黒字を計上した自治体病院における労務管理は、労働基準法第36条1項の労使協定届(36協定届)の有無により検討した。36協定届(2010年9月15日現在)の写しは、各都道府県労働局に開示請求を行って入手した。

(2) 黒字・赤字病院の医業収益に対する職員給与費、減価償却費、その他の経費の割合

385の自治体病院のうち、医業収支に関して黒字計上病院が28施設、赤字計上病院が357施設存在した。

24時間365日の診療応需を求められる救急告示、医業収益に対する各支出の割合を表3に示す。黒字病院における救急告示率は100%、赤字病院のそれは92%であった。

黒字病院と赤字病院との間で統計学的な有意差を認めた支出項目は、職員給与費(48.1%:60.1%)、減価償却費(5.1%:9.2%)、経費(修繕費、光熱水費、委託料、交際費、厚生福利費、燃料費、その他)(16.1%:24.6%)である。とくに、医業収益に対する職員給与の割合は、黒字病院と赤字病院との間で12.0%もの開きがあった。

病床数の規模は、黒字病院と赤字病院で統計学的な差を認めなかったが(454.1床:400.8床)、病床利用率(1日平均入院患者/病床数)は黒字病院において有意に高かった(86.0%:72.7%)。

(3) 医業収支黒字を計上する28病院の36協定届の有無

黒字計上病院における労働基準法第36条1項に基づく労使協定届(36協定届)の有無(2010年9月15日現在)を表4に示す。28施設中9施設(32%)において、時間外・休日労働の労使協定届が存

表3 赤字病院と黒字病院の医業収益に対する各支出の比率

| 項目 | 平均値 | | 差 | 統計学的有意差 |
|-----------------------------|--------------|---------------|------|---------|
| | 黒字 (28施設) | 赤字 (357施設) | | |
| 医業支出/医業収益(%) (以下の6項目の合計) | 97.4 | 120.2 | 22.8 | あり |
| 職員給与費/医業収益(%) | 48.1 | 60.1 | 12.0 | あり |
| 材料費/医業収益(%) | 27.3 | 25.5 | 1.8 | なし |
| 減価償却費/医業収益(%) | 5.1 | 9.2 | 4.1 | あり |
| 経費/医業収益(%) | 16.1 | 24.6 | 8.5 | あり |
| 研究研修費/医業収益(%) | 0.38 | 0.42 | 0.04 | なし |
| 資産消耗費/医業収益(%) | 0.25 | 0.36 | 0.11 | なし |
| 救急告示 | 28 (100%) | 329 (92%) | (8%) | なし |
| 病床数(床) | 454.1 | 400.8 | 53.3 | なし |
| 病床利用率(%) | 86.0 | 72.7 | 13.3 | あり |

有意差の検定はMann-WhitneyのU検定または χ^2 二乗検定を使用し、危険度は5%とした。

在していなかった。

一方、36協定届を提出した19病院における時間外労働の上限は、年240時間が1施設、年360時間が13施設、年480時間が1施設、年690時間が2施設、年720時間が1施設、年750時間が1施設であった。休日労働に関しては、4施設で、時間外労働とは別に月2回までと記載されていた。

3 自治体病院の労務管理に関する考察

医業収益に対する各医業支出の比率を比較すると、赤字病院では職員給与費、減価償却費、経費(修繕費、光熱水費、委託料、交際費、厚生福利費、燃料費、その他)が黒字病院に比べて高かった。もちろん、医業費用/医業収益(医業収支比率の逆数)の値は、300~400床未満が116.7%、400~500床未満が110.9%(総務省2008)と約6%の差がある。しかし、黒字病院と赤字病院との間で、職員給与費/医業収益の割合が12%異なることは、黒字・赤字の病院の病床規模の差だけでは説明できない。

黒字病院では、すべての施設が救急告示をしていた。にもかかわらず、36協定届が存在しない病院が9施設存在した。常勤の病院医師の勤務時間は週平均63.3時間と報告されている(長谷川2006)。36協定届がなく、医師の勤務時間を法定労働時間の週40時間に限定している病院で、24時間365日の診療応需を行うことは事実上不可能であろう。

表4 医業収支黒字 28 病院における労働基準法 36 条 1 項に基づく協定届

| 都道府県 | 病院名 | 1年に延長 できる労働時間 | 医師 数 | 病床 数 | 医業収支 比率 |
|------|----------------------------|------------------|---------|---------|------------|
| 石川県 | 公立松任石川中央病院 | 240 | 34 | 305 | 101.8 |
| 大分県 | 中津市立中津市民病院 | 360 | 29 | 250 | 105.8 |
| 熊本県 | 国保水俣市立総合医療 センター | 360 | 43 | 417 | 105.6 |
| 鹿児島県 | 鹿児島県立大島病院 | 360 | 35 | 400 | 104.8 |
| 千葉県 | 総合病院国保旭中央病院 | 360 | 114 | 956 | 103.6 |
| 群馬県 | 公立富岡総合病院 | 360 | 60 | 359 | 101.6 |
| 広島県 | 尾道市公立みつぎ総合病院 | 360, 休日月2回 | 27 | 240 | 101.5 |
| 福岡県 | 公立八女総合病院 | 360 | 47 | 330 | 101.4 |
| 青森県 | 青森市民病院 | 360 | 57 | 538 | 101.4 |
| 岐阜県 | 岐阜市民病院 | 360 | 86 | 609 | 101.1 |
| 広島県 | 市立三次中央病院 | 360 | 51 | 350 | 101.0 |
| 鹿児島県 | 鹿児島市立病院 | 360 | 83 | 667 | 100.8 |
| 福島県 | 南相馬市立総合病院 (医師職に対する言及なし) | 360 | 12 | 230 | 100.8 |
| 山形県 | 北村山公立病院 | 360 | 28 | 360 | 100.4 |
| 香川県 | 三豊総合病院企業団 | 480 | 75 | 519 | 106.8 |
| 岩手県 | 岩手県立中央病院 | 690, 休日月2回 | 133 | 685 | 101.1 |
| 岩手県 | 岩手県立釜石病院 | 690, 休日月2回 | 17 | 272 | 100.0 |
| 福岡県 | 大牟田市立病院 | 720 | 62 | 350 | 104.9 |
| 香川県 | 坂出市立病院 | 750, 休日月2回 | 22 | 216 | 105.6 |
| 石川県 | 石川県立中央病院 | なし | 97 | 662 | 105.3 |
| 青森県 | 黒石市国民健康保険 黒石病院 | なし | 22 | 290 | 103.9 |
| 岐阜県 | 大垣市民病院 | なし | 140 | 888 | 103.6 |
| 静岡県 | 富士宮市立病院 | なし | 40 | 350 | 103.4 |
| 長崎県 | 佐世保市立総合病院 | なし | 69 | 594 | 103.3 |
| 北海道 | 岩見沢市立総合病院 | なし | 38 | 484 | 102.8 |
| 愛媛県 | 市立宇和島病院 | なし | 70 | 435 | 102.7 |
| 愛知県 | 小牧市民病院 | なし | 89 | 544 | 100.9 |
| 富山県 | 黒部市民病院 | なし | 63 | 414 | 100.1 |

医業収支比率：100×(医業収益/医業支出)
(休日労働に関しては、4施設で、時間外労働とは別に月2回までと記載)

医師の時給は5,000円弱、看護師の時給は2,000円弱である(江原 2009b, c)。法律上、平日の時間外には25%以上、深夜(午後10時から翌午前5時)には50%以上の割増賃金を支払う必要がある。仮に、夜間16時間の当直を医師1人看護師2人で行えば、20万円前後の人件費が必要になる。表3を参考に職員給与費が医業収益の5割と仮定すれば、40万円前後の収益が必要である。救急外来の患者1人あたりの医療費がいくらになるかは不明であるが、1人1万円と仮定すれば、少なくとも40人を超える救急外来受診者がなければ、赤字になってしまう。

しかし、人件費を圧縮するために、時間外・休日・深夜の割増賃金を払わないことは違法である。もし、割増賃金の未払いが、黒字病院における(職員給与費/医業収益)の値が低い原因であるならば、問題である。厚生労働省労働基準局長通達「医療機関における休日及び夜間勤務の適正化について」(基発 第0319007号、2006年3月19日)によれば、宿日直勤務は「病室の定時巡回、少数の要注意患者の定時検脈など、軽度又は短時間の業務のみ」とされている。しかし、休日・夜間の外来診療を行いながら、割増賃金を払わずに宿日直料だけの支給ですませている病院も多いのではないだろうか。宿日直勤務および宅直勤務が事実上時間外・休日勤務であるのに割増賃金が支払われていないとして、県立奈良病院の産婦人科医が県を相手取って訴訟を提起し、1審の奈良地裁では宿日直に関する医師側の主張が認められている(平成18[行ウ]第16号時間外手当等請求事件、2009年4月22日、奈良地方裁判所)。そして、2審の大阪高裁

も1審判決を支持している(2010年11月16日)。さらに、滋賀県立成人病センターでは、管理職である医師に時間外・休日・深夜の割増賃金の不払いが判明し、大津労働基準監督署が2008年4月18日に是正勧告をしている。これに対し、滋賀県病院事業庁は2008年5月30日、「病院長を除く部長職以上の医師について、時間外・休日及び深夜の割増賃金を支払う」との改善計画書を提出している。

国公立病院に対する労働監督署の是正勧告において、労働基準法違反の大半は、36協定届なしでの時間外・休日労働(第32条違反)と時間外・休日・深夜の割増賃金の不払い(第37条違反)であ

る(江原 2009a)。救急告示病院においては、24 時間 365 日の診療応需が求められる。このため、医師の交代勤務体制が整備されない限り、36 協定届なしでの勤務は労働基準法に抵触する可能性が高い。事実、長谷川(2006)による医師の勤務実態調査によれば、常勤勤務医の勤務時間は週平均 63.3 時間である。今回の黒字病院のうち、36 協定を締結していない 9 施設が即座に違法とは言えないが、医師の勤務実態を考えれば、違法の可能性は否定しきれない。

労働法規に準拠した労務管理は必須である。違法な労務管理下で自治体病院の経営を議論することは意味を持たない。たしかに、自治体病院では他部署からの異動者も多いため、病院経営における労務管理に目が行きとどかない事務職員も多いと思われる。さらに、不採算の救急医療を担うことも多い。しかし、時間外・休日・深夜の救急診療を行うにあたり、職員の割増賃金を払わないことは法律上許されない。自治体病院の経営を議論する際には、法律を遵守した労務管理の存在が不可欠である。

まとめ

医業収支黒字を計上する自治体病院に関して労働基準法第 36 条 1 項に基づく時間外・休日労働の労使協定届(36 協定届)の有無を調査し、自治体病

院における労務管理の現況を検討した。この結果、黒字病院の約 32% (28 施設中 9 施設)において、36 協定の締結がなく、週 40 時間の法定労働時間を超える勤務が労働法規上違法となる状態にあった。常勤である病院勤務医師の平均労働時間は 63.3 時間との報告もあり、36 協定届のない病院における救急診療応需は労働基準法に抵触する可能性もある。

自治体病院の赤字が社会問題化している。しかし、経営内容を議論する場合には、労働法規の遵守が前提条件として不可欠である。

参考文献

- 江原朗「国立大学病院・公立病院は労働基準監督署からどのような是正勧告を受けたのか」『日本小児科学会雑誌』113(8)、2009a、1268-1270
- 江原朗「休日・夜間の救急診療を宿日直ではなく時間外勤務とした場合、当直料はいくらになるのか」『日本医師会雑誌』138(4)、2009b、723-726
- 江原朗『医師の過重労働 小児科医療の現場から』勁草書房、2009c
- 「医療機関における休日及び夜間勤務の適正化について」(厚生労働省労働基準局長) 基発第 0319007 号、2006 年 3 月 19 日
- 総務省自治財政局『地方公営企業年鑑』2008 [http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei20/index.html]
- 長谷川敏彦「医師労働環境の現状と課題」第 12 回医師の需給に関する検討会(厚生労働省)資料、2006

政策研究情報誌

定価 650 円 (本体 619 円)

地域政策

2011・新年号 (No.38) 2010 年 12 月下旬発行

企画・編集：三重県政策部企画室
「地域政策-三重から」編集部
(〒514-0004) 三重県津市栄町 1-891
TEL 059-224-2767 FAX 059-224-2594

発行所：(株) 公人の友社
(〒112-0002)
東京都文京区小石川 5-26-8
TEL 03-3811-5701 FAX 03-3811-5795

特集 不透明さ増した地域主権

地域主権改革関連法案と今後の地方自治……………同志社大学大学院教授 新川達郎
民主党政権の分権政策と住民自治……………龍谷大学法学部教授 富野暉一郎
地域主権関連法案の意義と今後の展開……………全国知事会部長 藤原通孝

インタビュー たちあがれ日本参議院幹事長・元総務大臣 片山虎之助

文化企画 海女文化は三重の宝もの……………海の博物館館長 石原義剛
地方から新しい文化の風が吹く……………矢祭町前教育長 高信由美子

ニュース/ルポ がんばる自治体 新居浜市(愛媛県)/富山市(富山県)/浜松市(静岡県)

視点 わずか 1 期で知事退任の東国原英夫とは何者か……………公益財団法人地方自治総合研究所所長 辻山幸宣